

## 作業療法モデル・コア・カリキュラム策定にあたって

一般社団法人日本作業療法士協会教育部では、2011年度の養成校に対する実態調査の結果を踏まえ、現行の「基礎分野、専門基礎分野、専門分野」の枠を崩さず4年制への移行を基本に作業療法教育カリキュラムの改変、モデル・コア・カリキュラムの提示を準備してきた。この準備は、作業療法教育の根拠である理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（以下、指定規則）および指導要領（2015年より指導ガイドライン）の改正を視野に入れて行ってきたが、当該指定規則は1999年に改正されて後18年を経て、2017年度に改正された。今回の改正では、修業年限は改正されず、現行のまま3年間の教育にて国家資格である作業療法士免許を取得できることになっている。

このような経緯のなかで、改正された指定規則および指導ガイドラインを根拠に、時をほぼ同じくして改正された世界作業療法士連盟作業療法士教育の最低基準（以下、WFOTMSEOT 2016）の内容を踏まえ、また、作業療法士の業務指針である作業療法ガイドラインとの関連を詳細に検討し教育内容に反映させて作業療法士教育の最低基準 改訂第4.1版を作成した（今年度中に出版予定）。さらには、実習に関しては指定規則の改正を踏まえて「作業療法臨床実習指針（2018）作業療法臨床実習の手引き（2018）」を作成し、臨床実習指導者の育成の準備を各種指針などの整備と並行して着手してきた。

しかし、本邦では作業療法教育を包括的に示したガイドラインの原案を提示はしたものの、未だ作成・出版されていない。そして、各養成校で教育活動を展開する基礎となる「作業療法教育ガイドライン」とともにコア・カリキュラムも策定されて来なかった。そこで、今回、教育部では「世界の動向も踏まえ多様なニーズに対応できる作業療法士の養成」を目指して「作業療法モデル・コア・カリキュラム」として取りまとめた。これは単なる修得すべき知識のリストではなく、修得した知識や技能を組み立てられる作業療法士にいかにより育成していくかに重点をおいた。この作業療法モデル・コア・カリキュラムは具体的な教授内容の指針となるものであるが、作業療法教育のすべてを網羅しているわけではない。WFOTMSEOT 2016や作業療法士教育の最低基準 改訂第4.1版を反映させてはいるものの、その内容は作業療法実践の場面や社会情勢の変化により改正すべきものと考えている。今後、各養成校でカリキュラムを作成する際に活用していただき、多数のご意見を賜りたい。

2018年9月吉日

一般社団法人 日本作業療法士協会 教育部養成教育委員会